第二十条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　相手国名

第二十条の次に次の一条を加える。

（令第五十一条に規定する厚生労働省令で定める者）

第二十条の二　令第五十一条に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　厚生年金保険の適用事業所の事業主により令第五十条各号に掲げる社会保障協定に係る相手国の領域内において就労するために派遣された者（ドイツ協定及びオーストラリア協定以外の社会保障協定に係る場合にあっては、五年を超えないと見込まれる期間就労するために派遣された者に限る。）であって、当該就労を開始した日から引き続き当該相手国において就労し、かつ、同日から起算して五年を経過していないもの

二　社会保障協定の規定に基づき相手国法令の規定の適用を受けることを求めた者（当該相手国法令の規定の適用を受けることにつきやむを得ない事情があると認められる者を除く。）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条第六号の表に次のように加える改正規定（同表十四の項に係る部分に限る。）及び附則第三条の規定は、社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の効力発生の日から施行する。

（ブラジル協定に係る加算事由該当の届出の特例）

第二条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令附則第二条の規定により国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十四号）第七条及び第八条の規定を読み替えて適用する場合における国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第十号）附則第三条及び第四条の規定の適用については、同令附則第三条中「施行日」とあるのは「社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の効力発生の日」と、同令附則第四条中「国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号。以下「平成二十二年改正法」という。）の施行日」とあるのは「社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定（以下「ブラジル協定」という。）の効力発生の日」と、「平成二十二年改正法の施行日」とあるのは「ブラジル協定の効力発生の日」とする。

（スイス協定に係る加算事由該当の届出の特例）

第三条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令附則第三条の規定により国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第七条及び第八条の規定を読み替えて適用する場合における国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第三条及び第四条の規定の適用については、同令附則第三条中「施行日」とあるのは「社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の効力発生の日」と、同令附則第四条中「国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号。以下「平成二十二年改正法」という。）の施行日」とあるのは「社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定（以下「スイス協定」という。）の効力発生の日」と、「平成二十二年改正法の施行日」とあるのは「スイス協定の効力発生の日」とする。

告　示

○中央選挙管理会告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十四年一月十一日　中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館十階　共用会議室二

日時　平成二十四年一月十一日　午後二時

○法務省告示第十六号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十四年一月二十八日から効力を生ずる。

平成二十四年一月十一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　山岡　賢次

奈良県吉野郡吉野町長

○法務省告示第十七号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第二項第一号及び第三項並びに土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第十条の規定に基づき、土地家屋調査士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

平成二十四年一月十一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　山岡　賢次

一　実施法人　日本土地家屋調査士会連合会

二　名　称　第七回土地家屋調査士特別研修

三　期　間　平成二十四年二月十日から同年三月二十四日まで

四　内　容　基礎研修、グループ研修、集合研修、総合講義及び考査を実施する。

○農林水産省告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県山形市・上山市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

山形市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

山形市・上山市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

山形市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

山形市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県山形市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

山形市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

山形市（次の図に示す部分に限る。）

○農林水産省告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県米沢市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

米沢市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）